松山市水道イメージキャラクター「ぽっちゃん」使用許諾申請書

年　　月　　日

（提出先）松山市公営企業管理者　様

（申請者）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 住所 | 〒 | | |
| 企業・団体等名 |  | | |
| 代表者名 | 印 | | |
| 担当者名 |  | | |
| 電話番号 |  | ＦＡＸ |  |
| 電子メール |  | | |

松山市水道イメージキャラクター「ぽっちゃん」を使用したいので，

次のとおり申請します。

なお，使用にあたっては，下記の附帯事項を承諾します。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用目的 |  |
| 作成物  （内容・種類・品種等） |  |
| 使用期間 | 年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |
| 使用・頒布等の場所 |  |
| 製造個数 |  |
| その他 |  |

【添付書類】

○企画書等（レイアウト，設計図等使用方法がわかるもの）

○申請者の概要が分かる書面（パンフレット等）

○その他

【附帯事項】

(1) 松山市水道イメージキャラクターぽっちゃんデザインマニュアルに従って使用すること。

(2) 許諾された内容により使用すること。

(3) 許諾を受けた使用権を譲渡し，又は転貸しないこと。

(4) 原則として，「松山市水道イメージキャラクターぽっちゃん」と標記を付すること。

(5) 原則として，ぽっちゃんの近接に許諾番号を明記すること。

(6) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。

(7) 許諾にかかる物品の完成品は，速やかに松山市公営企業管理者に提出すること。ただし，完成品の提出が困難と松山市公営企業管理者が認めるものについては，その写真をもって代えることができる。

(8) デザインをアレンジする場合，アレンジにともなって発生する著作権（著作権法第21 条から28 条までに規定する権利をいう。）は，松山市公営企業局に帰属するものとする。

また，アレンジする者は，松山市公営企業局並びに松山市公営企業局により正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継したものに対し，著作者人格権（著作権法第18 条から20 条までに規定する公表権，氏名表示権及び同一性保持権をいう。）を行使しないこととする。なお，アレンジしたデザインデータをイラストレータ及びJPEGで松山市公営企業局に提出すること。